

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成25年1月24日(2013.1.24)

【公表番号】特表2012-507391(P2012-507391A)

【公表日】平成24年3月29日(2012.3.29)

【年通号数】公開・登録公報2012-013

【出願番号】特願2011-534510(P2011-534510)

【国際特許分類】

B 05 D 7/24 (2006.01)

B 05 D 3/10 (2006.01)

G 11 B 5/84 (2006.01)

【F I】

B 05 D 7/24 301P

B 05 D 3/10 F

G 11 B 5/84 Z

【手続補正書】

【提出日】平成24年11月30日(2012.11.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板に接着層を塗布する塗布方法であって、
前記基板上に中間層を配設するステップと、
処理チャンバの中に前記基板を置くステップと、
前記処理チャンバからガスを排出するステップと、
洗浄剤を前記処理チャンバの中に注入するステップと、
前記処理チャンバから前記洗浄剤を排出させるステップと、
前記処理チャンバに接着材料を注入して、前記接着材料を前記基板に付着させるステップと、
水蒸気を前記処理チャンバの中に送給するステップと、
前記処理チャンバから水を排出するステップと、

から構成され、

前記中間層は、前記接着材料の前記基板に対する接着性と比較すると、前記基板に対しより大きい接着性を有し、前記接着材料は、前記接着材料の前記基板に対する接着性と比較すると、前記中間層に対しより大きい接着性を有することを特徴とする塗布方法。

【請求項2】

前記中間層は、タンタル(Ta)、シリコン(Si)、窒化珪素(Si_xN_y)、酸化珪素(SiO_x)、クロム(Cr)、窒化クロム(CrN_x)、チタン-タングステン(TiW)、チタン-クロム(TiCr)、および/またはルテニウム(Ru)のうちの少なくとも一つを含むことを特徴とする請求項1に記載の塗布方法。

【請求項3】

前記基板は、カーボンオーバーコーティング(CoC)最上層を含むことを特徴とする請求項1に記載の塗布方法。

【請求項4】

前記洗浄剤は、オゾン、紫外線(UV)、またはプラズマのうちの少なくとも一つから

成ることを特徴とする請求項 1 に記載の塗布方法。

【請求項 5】

前記基板はインプリントリソグラフィ基板を含むことを特徴とする請求項 1 に記載の塗布方法。